

岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（宿直業務の範囲内のものに限る。）を平成25年4月1日次のとおり委託した。

平成25年7月19日

岩手県医療局長 佐々木 信

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立遠野病院	奥州市水沢区東大通り三丁目7番15号	株式会社オイラー
岩手県立山田病院	釜石市野田町二丁目6番9号	協立管理工業株式会社